

☑ 役員と社員の違い



Q1-3

理事と監事の違いは？ そもそも、役員と社員の違いから分からない。

A1-3

■社員と役員との違いについて

社員とは、法人の構成員であり、法人の最高の意思決定機関である社員総会において議決権を持つ者です。正会員を社員と定めている法人が大多数となっています。なお、株式会社であれば株主にあたる者であり、法人から雇用されている「従業員」とは異なります。

役員とは、理事(イメージ：運営の中核を担う)と監事(イメージ：団体の運営状況をチェックする)で、NPO法で置くことが定められています。

💡 理事3人以上、監事1人以上を置かなければならない

■理事と監事の違いについて

理事は、対外的に法人を代表し、対内的には定款や社員総会の決議に従って法人を運営するのが仕事です。

監事は、理事の業務執行の状況や法人の財産の状況を監査します。不正の事実などを発見した場合には、社員総会や所轄庁に報告します。必要がある場合には社員総会を招集したり、理事に意見を述べたりすることができます。

【役員要件】

○各役員配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、

又は役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。

○役員(理事・監事)のうち、報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

💡 役員報酬とは

法人との委任契約に基づいて支払う、役員としての役務(業務)に対する対価。

*法人との雇用契約等に基づく、労務の対価：賃金・給与(スタッフとしての報酬)とは異なります。

【役員についての注意点】

○理事は、社員や従業員を兼ねることができます。

○監事は、社員になることはできませんが、組織をチェックする役割があることから、理事や従業員を兼ねることができません。

【参考：会員について】

定款の定めによります。例えば、社員を正会員とするほか、議決権なしの会員を賛助会員として定めて、団体の応援者を募ることも出来ます。

💡 社員(正会員)以外の会員種別を定款で定めるかどうかは法人の任意です。